

(第7期) 第5回さいたま市公民館運営審議会 議事録

1 開催日時

平成26年7月29日(火) 午前10時から正午まで

2 開催場所

桜木公民館 5階 講座室1・2

3 出席者名

〈委員：13名〉

- ① 安藤 聡彦 委員長
- ② 生越 康治 副委員長
- ③ 青木 光美 委員
- ④ 有賀 覚 委員
- ⑤ 五十嵐 健一 委員
- ⑥ 大高 研道 委員
- ⑦ 柿塚 一二三 委員
- ⑧ 黒岩 清 委員
- ⑨ 高後 仁 委員
- ⑩ 清水 千代 委員
- ⑪ 鈴木 京子 委員
- ⑫ 谷崎 美智子 委員
- ⑬ 長岡 綾子 委員

〈拠点公民館職員：8名〉

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 西区 指扇公民館長 | 小林 照教 |
| ② 北区 大砂土公民館長 | 塚田 和正 |
| ③ 大宮区 桜木公民館長 | 斎藤 隆 |
| ④ 中央区 鈴谷公民館長 | 佐藤 賢一 |
| ⑤ 桜区 田島公民館長 | 戸張 豊一 |
| ⑥ 南区 文蔵公民館長 | 鈴木 弘 |
| ⑦ 緑区 大古里公民館 館長補佐 | 藤光 若人 |
| ⑧ 岩槻区 岩槻本丸公民館 館長補佐 | 宮崎 通夫 |

〈事務局：7名〉

生涯学習総合センター

- ① 館長 井原 優
- ② 副館長 小川 栄一

- ③ 主幹 森田 隆之
- ④ 主幹兼事業企画係長 関根 一男
- ⑤ 事業企画係主査 宮川 通
- ⑥ 事業企画係主事 諏訪 智美
- ⑦ 社会教育指導員 橋本 佐度子

4 議 題

提言のテーマのしぼり込みに向けて

5 配布資料

- (1) 第7期第4回さいたま市公民館運営審議会議事録
- (2) 新聞記事要旨 資料1
- (3) 公民館に関する意見 資料2
- (4) 社会変化に対処する公民館のあり方について 答申（抜粋） 資料3

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴者の数

5名

8 会議

会議は委員の半数以上が出席しているので、成立。

9 審議内容

審議冒頭記者による5分間の撮影許可と前回（第7期第4回さいたま市公民館運営審議会）の議事録の承認を経て議事に入った。

安藤委員長	<p>それでは、本日の議題「提言のテーマのしぼり込みに向けて」の協議を始めたいと思います。その前に、先般新聞等で報道のありました三橋公民館の館報への俳句不掲載の件につきまして、公民館運営審議会の提言のテーマについての協議を進めていくうえでも関連のある事項であると思われるので、まず事務局よりその経緯について報告をお願いします。</p>
-------	---

生涯学習総合センター 関根主幹より経緯を報告。資料1新聞記事要旨を説明。

安藤委員長	<p>今回は来年9月の提言に向けての議論から始めるところでした。し</p>
-------	---------------------------------------

	<p>かし、今説明いただいたことも大きな議論になっているところですので、提言の中味を考えていくためにも状況確認から進めようと思い、説明いただきました。これについて、皆様からも自由にご意見、ご質問等お出しください。</p>
黒岩委員	<p>九条の問題には、色々な意見をお持ちの方が多くいらっしゃると思います。公民館によっては、公民館の文化祭で「九条の会」がブースを持って活動しているところもあります。今回の件で、「九条の会」がブースを持てなくなる懸念があります。そのへんについて事務局の意見をうかがいたいと思います。</p>
小川副館長	<p>公民館の文化祭での「九条の会」の展示については、公民館では、文化祭を各サークルの日頃の学習活動の発表の場と位置づけておりますので、自由に発表していただいてもかまわないと考えています。</p>
大高委員	<p>基本的には九条は、今私たちが、この国が、拠って立っている憲法そのものですから、特別違法なことを言っているわけではありません。韓国との関係が悪くなったり、中国との関係が悪くなった時に、たとえば、平和であるとか、アジアとの協同等の話をするとか、またそれも政治的だと、どこまで政治的かということがたぶん議論になってしまうと思います。そもそも、これが政治的かどうかを議論すること自体がおかしくて、こういったことに行政が介入することが問題だと思います。公民館は何のためにあるのかを考えた時、学びの自由の場です。こういった場合にも「色々な意見がありますね」と受け入れて、多様な学びの場を保障するのが公民館の役割だと思います。さもなければ公民館が政治的な場所として時には敬遠されたり、利用されたりするかもしれません。もっと自由な学習の場を保障するという観点から公民館を位置づけ、公民館の存在の意味をきちんと考えていくべきだと思います。</p>
生越副委員長	<p>質問ですが、三橋公民館では俳句のコーナーがいつごろでき、どのような経緯で俳句の会の記事が掲載されることになったのでしょうか。他の公民館でも、公民館の事業等の発信以外にも団体が公民館の館報を利用することがあるのでしょうか。</p>
小川副館長	<p>三橋公民館だよりの俳句コーナーは平成22年11月から始まったと聞いております。その時に、特に約束事とか取り決めはなかったということです。三橋公民館のように作品を載せているのは、三橋公民館以外に3館、その中の一つの館は俳句や短歌を交替で載せています。さいたま市には59館の地区公民館がありますが、4館が作品を掲載しています。それ以外に10館位が地域の歴史、情報、講座の感想等を掲載しています。</p>
生越副委員長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんで三橋公民館だよりを見たことがある方はいらっしゃいますか。私は一度見せていただきました。</p>

	紙面の下のほうに三橋俳句会と明記のうえ掲載されていました。これを見て、これが公民館の考えだと思っ方はいらっしゃるのではないかと思います。公民館が選んだというわけではなく掲載すればよかったのではないかと思います。
五十嵐委員	この俳句コーナーには政治的なものが多いのでしょうか。政治的なもの、九条問題等は議論が始まったらきりがありません。これについて議論するのは、公民館運営審議会としては少し違うのではないかと思います。
青木委員	館報をどうとらえるかという問題です。館の行事など一方的に載せているところもあれば、地域の方の声を載せて交流の場の紙面として機能させているところもあります。一概にさいたま市統一のものを作ってしまうのも地域になじまないと思います。今回の三橋公民館は、俳句の会のコーナー、ブースです、ということで選んでいただいたものを掲載されているのだと思います。今回、九条が世論を分けるものだったので取り上げられていますが、公民館報に1ブースお渡しするに当たっての基準、何かルールを公民館として持っていたほうが良いのではないのでしょうか。今回は俳句の会と名乗っていましたし、これが公民館の意見として扱われることはないと感じますが、掲載の仕方によっては、公民館の意見として取り上げられる可能性もあると思います。団体に館報の連載をお願いする時には、掲載の仕方をさいたま市としての基準、館報に対する共通の認識を持っていないと誤解を招いたり、団体の活動を規制してしまうことになるかもしれません。今回のことはどこの館でも起こり得ることだと思います。私の地元の公民館では、編集委員がいて館報を作っています。館報を作るうえで、さいたま市のほうから何か指導していることはあるのでしょうか。
小川副館長	現状として今はございません。なかなか難しいとは思いますが、編集委員さんの意見などを参考にして何らかの基準を作ろうと検討していきたいと思っています。
有賀委員	俳句は行間をとらえなければわからないものだと思います。「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句がどういう背景から生まれてきた句なのかわかりません。私としては、もう少し説明文がほしいところです。その辺を三橋公民館は、どういう思いで作られたかを聞いているのでしょうか。
斎藤桜木公民館長	三橋公民館からの相談時には、作者からどういった意図で作ったかというお話はうかがっていませんでした。「もう少し作者、団体の方の話も含めて相談ください」と回答しました。
有賀委員	資料1は行政側からの意見しかありません。新聞社による表現も甘く、もう少し書いた人の気持ちを加えてほしいと思います。
安藤委員長	今回資料として新聞の記事を配布していただけないかと事務局に

	<p>お願いしたのですが、新聞によっては有料のところもあり、費用が予算化されていないため、資料1は抜粋という形をとらせていただきました。</p> <p>先ほどの（生涯学習総合センターの経緯の）説明のなかで、三橋公民館館長、桜木公民館長、センター副館長が三橋の皆様の20名くらいの方に説明なされたということですが、実際にどういうやり取りがあって、どのような結論になったのですか。</p>
小川副館長	<p>先週7月22日に三橋公民館において三橋俳句会の活動がありましたので、その場で今回掲載できなかつた理由、経緯等をあらためて三橋公民館長から説明させていただきました。それまでの説明が足りなかつたことについても館長から謝罪させていただきました。その中で表現の自由の侵害、事前検閲等色々な意見をいただきました。そこでの話は平行線のまま終わってしまった次第です。最後に指導者の方から、「戦前の俳句弾圧事件を繰り返すことのないように」というような意見をいただきました。</p>
鈴木委員	<p>平行線ということは、最終的に納得していただけなかつたということなのでしょうか。</p>
小川副館長	<p>作者、俳句会の方は、納得されていません。</p>
鈴木委員	<p>指導者の方が作者の意見をフォローなされたということでしょうか。先ほど、有賀委員からありましたように、作者本人がどのような気持ちで句を詠まれたのかをうかがったうえで、この資料1を作ったほうがよかつたと思います。その方の真意を載せていただければ、もっと違う意味の話し合いができたのではないのでしょうか。</p>
安藤委員長	<p>今日の資料1についての話ですか。</p>
鈴木委員	<p>そうです。この資料1には、その人の気持ちが載っていません。出来上がった結果論しか載っていません。</p>
柿塚委員	<p>三橋の館報を見ていないのでわからないのですが、館報には、いくつかの句が載っていたのですか。</p>
小川副館長	<p>毎月、俳句会から選んで一句掲載していました。毎月一句です。</p>
柿塚委員	<p>句の作者は戦争を体験された方なのですね。その方が自分の思いを言葉で表現されたということです。これほど大げさに騒ぐことではないと思います。私も戦争を体験し、その時の思いを記念誌にまとめたことがあります。多くの方が戦争の体験を書き、それを乗り越え、ベースとしてこの社会を生きているということを記していらっしゃいました。中には、俳句を書いた方、短歌を書いた方もおられ、各々が自分の思いを表現していらっしゃいました。私は、この句は戦争がおこらないように願って作られ、女性がデモに参加しているのは「女性も活動的になったものだ」と受け取ったのですが、その辺は三橋公民館の方は、この句をもらった時に話し合いを行ったのですか。</p>

斎藤桜木公民館長	6月24日に三橋公民館において、三橋公民館俳句の会で代理の方とお話し、作者には電話をしましたが、しばらく連絡がとれなかったということを知っています。
柿塚委員	代理の方が持ってきたというのも、少し納得がいかないところです。
安藤委員長	この句の掲載拒否の基準というか妥当性がどこにあるのかよくわかりません。広告掲載基準に準拠したということですが、そもそも広告掲載基準に準拠するということがよろしいのでしょうか。
小川副館長	広告掲載基準に準拠というより、参考にとということで、三橋公民館と桜木公民館で判断しました。俳句コーナーは広告ではありませんので広告掲載基準に基づいていけないということではなく、世論を二分するテーマを詠んだ俳句について、公の発行物である公民館だよりに掲載するのはいかがなものか、というところで判断しました。
安藤委員長	今日の資料3に前回の審議会の答申があります。その3ページの(4)啓発・広報活動の推進「公民館に対する理解と関心を高め、利用を促すために、あらゆる機会と場を捉えて、啓発や広報活動に努めることが望まれる。公民館だより等は、いろいろ工夫して、継続的に回数多く出すのが望ましいと言える。単なるお知らせだけに終わらないで各種の学習活動の現状や成果の紹介、地域の歴史・文化・自然・産業など、また地域の課題や住民の生の声を取り上げたり、地域のニュース性のあるものを盛り込み、公民館に親しみを持たせ、活動への参加を促し、コミュニティづくりの拠点としての機能を高めていく必要がある」という公民館だよりのあり方についての指針がありますが、これは参照されたのですか。
斎藤桜木公民館長	参照しませんでした。
安藤委員長	なぜ参照しなかったのですか。
斎藤桜木公民館長	三橋公民館から相談を受け、館報は市の発行物であること、あくまで中立でなければならないという考えにとらわれ、答申については勉強不足で頭が回っていませんでした。
生越副委員長	実際にどのような言葉での相談の仕方だったのですか。相談の仕方によっても変わると思うのですが。
斎藤桜木公民館長	最初に「館報においても中立でなければならないと思うのですが」という相談でした。俳句を見せていただいた時、集団的自衛権の問題で騒がれていて、世論も大きく二分されているなか、中立公正を保たねばならないという判断になりました。
有賀委員	「世論を二分する」と言いますが、「九条を守れ」という言葉に、世論を二分するような内容があるのかと疑問に思います。「九条を守る」ことは当然のことだと思います。平和を願い、戦争はしてはいけ

	<p>ないという思いで憲法を作っています。今は九条を守っていかなければ、どんどん武力行使ができてしまう時代ですから、これは守るべきなのです。守らなくてもいいという人もいますから、二分するのかもしれないかもしれませんが、それはごく少数の意見です。戦争体験者は悲惨な体験をしていらっしやいます。そういう方の意見をきちんと残していくことは非常に重要なことです。なぜこの句を詠んだのか、きちんと背景を押さえてから議論していくべきだと思います。「二分」という言葉は使ってほしくありません。</p>
五十嵐委員	<p>この句を読んで、そこまで議論しなければならないものであると私には思えません。これで政治的な問題となるのか、議論の議題となるのでしょうか。九条というものが入っているから意識がそこに行ってしまうって、相談になったのだと思いますが、これがそのまま掲載されたからといって大きな問題にはならないと思います。</p>
大高委員	<p>今の状況では、これが政治的なものであるかという以上に公民館の役割が心配になります。今の状況説明であると、これが政治的介入であり、規制であると受け取られてしまいます。今回、行政が介入した根拠はきちんと示さなければならないと思います。先ほどの、広告掲載基準に準拠したということがそういうことでもないのであれば、どういう基準、根拠で判断し、関わったのかということの説明しなければならないと思いますし、それができなければ、公民館の意味というものをごきちんと押さえておかなければならないと思います。</p>
谷崎委員	<p>「九条を守れ」という言葉にみなさん神経質になっているのではないかと思います。これが、「平和を守れ」という言葉だったら掲載されていたのではないのでしょうか。一般的な「平和を守れ」だったらOKだったのでしょうか。</p>
斎藤桜木公民館長	<p>三橋公民館の職員もこの単語に反応したのだと思います。</p>
安藤委員長	<p>それでは、根拠をもって妥当だと言えるという、そういう判断だったのですか。</p>
小川副館長	<p>世論を二分する問題について、公正中立であるべき公の施設である公民館の館報にそういった俳句を載せることは適当ではないということになりました。</p>
安藤委員長	<p>九条だからだめなのですか。</p>
小川副館長	<p>そういうことではないと思います。</p>
安藤委員長	<p>それならどこが問題なのですか。</p>
小川副館長	<p>内容をかながみて、いろいろ世論をにぎわせている問題ということで、公民館だよりに載せることは適当ではないと判断しました。</p>
大高委員	<p>やはりまだ根拠がわかりません。どこを根拠にしてそう判断された</p>

	のかわかりません。
小川副館長	根拠というか、法的なものや、基準等はありません。公民館報は市の刊行物であり、そういった政治的なものは載せられない、中立的なものでなければなりません。公民館が載せたことで誤解を招くということで掲載しないという判断をしました。
黒岩委員	この句は「九条守れ」でなければ意味がありません。「九条守れ」でこの句が生きているのです。「九条守れ」であるから、さいたま市として掲載させなかったことについて妥当だと判断したことは、さいたま市の威信が問われることだと思います。三橋公民館、桜木公民館、生涯学習総合センターに持って行って、どうしてそのような判断になったのでしょうか。中国等の問題もあって、今は余計に九条は大切です。「平和を守れ」では意味がありません。市の広報物ではありますが、三橋俳句会ときちんと書かれて掲載されているのであれば、今回の市の判断はすべきでなかったと思います。
安藤委員長	<p>いろいろとご意見のあるところだと思いますが、この問題について皆さんで意見を出し合い、この問題の大きさ、意味を我々のこのあとの議論にどうつなげていくかが重要であると思います。</p> <p>公民館運営審議会の委員長としては、もっと公民館運営審議会を大事にしていきたいと思います。前回の答申をまとめるまでにとっても苦労しました。前回までの楠谷先生も長く委員長として、渾身の思いを込めて答申を作られました。それが公民館の運営に活かされることがあってこそ答申に意味があるのであって、一番大切な時に答申が尊重され、参照されないのであれば、我々の審議はいったい何のためにやっているのかということになってしまいますし、委員長として、ほかの委員の方々に審議をお願いすることができません。答申は活かされることがあって意味があります。せめて答申を参照して判断したということであればわかります。全然違う広告掲載基準を持ってきて判断されたというのは、いかがなものでしょうか。今後も私たちは大事な提言に向けて、みなさんの協力をいただきながら事務局とともに話し合いを進めていきたいと思っています。少しでも良い意見をいただくためにも、私たちがなしている作業が、日ごろの公民館運営に活かされていくと確信しているからこそ公民館運営審議会をさせていただいています。今後とも公民館運営審議会の答申を大切にさせていただきたいと思います。拙速に判断基準を作ることではなく、ある意味では、判断の基準はすでに答申の中に出されているといえます。</p> <p>引き続き三橋のみなさんとは様々な形でコミュニケーションいただき、良い形での解決を模索していただきたいと思います。出過ぎた意見かもしれませんが、公民館運営審議会としても、責任ですとか仕事の意</p>

	<p>味に関わりますので、一言発言させていただきました。</p> <p>続きまして「公民館に関する意見」について事務局より報告を求めます。</p>
--	---

資料2、資料3に基づき、「公民館に関する意見」について事務局より説明。

安藤委員長	<p>私たちが一体何を提言としてまとめるべきか、テーマに関わる場所です。今日前半の一時間をかけた議論をくぐりぬけたうえで、改めて公民館に関して公民館運営審議会はこういうことを考えていくべきではないかという意見をいただき、より良い提言をまとめていきたいと思えます。忌憚なく意見を出していただきたいと思います。</p>
大高委員	<p>資料2は市民の方の意見ですか。</p>
安藤委員長	<p>いいえ。この委員会で出た意見です。</p>
大高委員	<p>資料2の最後「学習成果を活かしている人」と「学習成果を実際に現在の社会に活かしている人」との違いがよくわからないので補足していただけますか。</p>
宮川主査	<p>これは前回の審議会で「生涯学習推進計画」の概要版を生涯学習振興課から説明した時に出た意見です。概要のなかにあった数値で、「公民館活動で得た成果を自分のために活かしている人」の割合は結構高かったのですが、「得たものを実際の地域、社会に活かしている人」の割合の数値が低くなっているのです、この低い数値を上げていくことが大きな公民館の課題ではないかという意見が出ました。</p>
大高委員	<p>ということは、「学習成果を活かしている人」は、実際には、「学習成果を活かせていない」ということですか。</p>
宮川主査	<p>学習成果は自分のものにはなっているのですが、それを社会に活かすには至っていないということです。</p>
黒岩委員	<p>前回、公民館の歴史が各々違うという話が出ました。こういうことを議論するには、次回あたり、各公民館それぞれの歴史、生い立ち、公民館の考えも違ってきているのですから、歴史的に議論することが大事ではないかと考えます。</p>
鈴木委員	<p>資料2の2枚目、「大人のマナーが良くないので、大人のマナー向上に関する事業を行ってほしい。全市で義務化したいとさえ思う事業です」というマナーが悪いというのは、具体的にどんなところなのでしょう。</p>
有賀委員	<p>学校では、子どもたちに社会のルールをしっかり教えていますが、学校から一歩出るとすっかり忘れてしまう子どもがいます。なぜなら、大人が社会ルールを守っていないからです。基本的な「世の中、皆で仲良くやってみよう」というルール、そういうことを守り</p>

	<p>ましようという意識が低いと思います。今更こんなこと、と思われるかもしれませんが、やはりやらねばならないことはあると思います。</p>
鈴木委員	<p>私自身も思い当たることがあります。結構な年齢の方がマナー違反をしていることは、恥ずかしいことです。</p>
関根主幹	<p>先ほどの「学習成果を活かしている人」の割合のところの補足をさせていただきます。前回の運営審議会のなかで、生涯学習振興課の山本課長補佐が説明したのですが、「学習成果を自分のために活かしている人」の割合は80.5%でした。それに対して「学習成果を実際に現在の社会に活かしていると思う人」は、6.6%とかなり低いということでした。せっかく身につけた成果を社会に活かすのが課題ではないか、地域に活かしてほしいという意見が委員の方から出たのです。</p>
清水委員	<p>大人のマナーが良くないので、マナー向上の事業を義務化したいとありますが、義務化できるのですか。</p>
有賀委員	<p>気持ちです。「義務化したいとさえ思う」ということです。</p>
青木委員	<p>私は前期も委員として参加し、答申作成はとても大変でした。先ほどの館報の問題でも思ったのですが、答申はどうしたら実際に公民館運営に活かされていくかを考えていきたいと思います。公民館が地域に開かれ、地域の住民の方のものとして機能していけるのかは、答申がどう使われているかにかかっているので、答申をどのように実際の現場に活かして利用していけばいいのかを検討していきたいと考えます。</p>
長岡委員	<p>資料2「公民館に関する意見」の上のところ、「企画力が問われている」とあります。私はいつも思うのですが、公民館報を見ると素晴らしい企画がたくさんあります。私たち住民はそのありとあらゆる事業や講座の中から自分のしたいことを選び、学習できる環境にあると思います。新しい企画があると住民は飛びつくのですが、それは職員の方の企画力によるものなのでしょうか。職員の方の企画に便乗するのも良いのですが、住民の方々の参加型の企画があればさらに良いと思います。公民館のおぜん立てしたものに入るのではなくて、自分たちもおぜん立てに参加し、責任を持ち企画することになります。そして参加者を増やそうとします。一人ひとりのつながり、集まりが公民館の企画力を作ると解釈しています。</p>
安藤委員長	<p>多くの皆さんが参加することによって、企画力がより高まっていくということです。</p>
長岡委員	<p>資料には出ていないことですが、先日ある集いがありました。そこで、公民館と民間のサービス企業とでは、電話の対応の姿勢の違いを感じるという声を耳にしました。私たち住民は公民館に電話して、まず明るく快活な受け答えを期待しているのですが、聞き取りにくい時もあります。民間企業レベルに公民館の第一声を明るいものにしてい</p>

	ただきたいと思います。
安藤委員長	職員の方のあり方、研修に関わることと思います。これを柱に皆さんで議論していくとても大事なところですので、皆さんのご意見をお願いします。
有賀委員	公民館では、電話を受けたら、まず公民館名と自分の名前を言うこと、そして館内では名札をつけることになっていて、文書でもそれらを職員には知らせてあることを知っています。
青木委員	色々な問題が館によってあると思うのですが、解決はどうしても現場の最前線にいる職員さんに頼ることが多いと思います。そこでやはり職員さんをサポートする研修が大事だと思います。資料2の「②地域に親しまれる公民館の運営」をするには、どういったことが必要なのかというと、職員の方に、具体的なノウハウを含め、より丁寧な研修をしてさしあげることがより良い公民館に近づける一歩なのではないかと思います。答申を踏まえたような研修のあり方、内容を提言していけたらと思います。
五十嵐委員	25年10月の答申では、職員のあり方とか、職員体制の充実とかを相当議論したことを覚えています。資料3の答申の抜粋の4ページに「職員のあり方」が載っていますが、またここで同じことを議論するのですか。
関根主幹	昨年10月の答申のあと、今後どうしていくかというところです。この答申には公民館運営に関するほとんどのことが網羅されていると言えます。ですからこの答申を良く読んで具現化し、実際に行っていきましょう、そのために提言を出していただくというところです。先ほどの、電話の対応が悪いとか、研修を充実させていこうとか、もっと踏み込んだ具体的なところを提言していただきたいと思います。
五十嵐委員	内容のくわしいやり方ですね。わかりました。
清水委員	資料3答申の5ページ(2)職員体制の充実のところ、地区公民館の常勤職員数が1.7人とありますが、とても少ないと思います。地区のボランティアさんを入れて人数を増やせば、公民館で、より丁寧な対応ができると思うのですが。
関根主幹	職員体制については、組織の中で人事要望をしているところです。ボランティア関係はとても必要なもので、生涯学習総合センターでも各種のボランティア養成講座を行っています。たとえば子育て支援ボランティア養成講座のあとには、子育てサロンで活動していただいていますし、毎月2回、生涯学習情報のボランティアには、市民の相談にのっていただいています。市民大学のパソコン講座では「パソボラさいたま」という団体をお願いしていますし、これからも一層活用させていただきたいと考えているところです。

清水委員	公民館の雑務処理としてボランティアを活用してはと思ったのですが。
小川副館長	職員の数は、常勤、非常勤職員、指導員で少なくとも必ず4人体制で行っています。
安藤委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆さんから、公民館の歴史について、答申の活かし方、参加型の企画、研修のあり方、職員体制の充実など大事な意見を出していただきました。</p> <p>私としては、今日の話し合いの一点目と二点目をつなげていくことが大きいと思います。俳句の件は、公民館の事例でこれだけ全国的に話題になるのはとても珍しいことだと思います。おそらくそれは、この件が公民館のあり方とは何か、現代社会において学ぶとはどういう意味があり、学ぶための条件をだれがどうやって整えるかという根本に関わっているからだといえます。そういう意味で私たちは大きな課題、宿題を受け取らせていただいたといえると思います。もう一度皆さんと一っしょに、さいたま市の公民館が今まで積み上げてきたものは何だったのか学習し、公民館は一体何のためにあるのかを私たち自身が学び直して、提言作りに向かわせていただきたいと思います。さいたま市の公民館をより良くするための知恵を皆さんとともに集めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

その他

- ・ 次回は、9月30日（火）10時00分から生涯学習総合センター7階講座室1・2において開催することを確認した。

10 閉会